

昭和五十一年政令第百三十二号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別

措置法施行令

内閣は、漁業再建整備特別措置法（昭和五十一
年法律第四十三号）、第三条第一項、第三項及び第
四項、第四条第一項、第五条第一項、第三項及び第
六条第一項、第三項及び第四項、第八
条、第九条並びに第十条第一項及び第二項の規定
に基づき、この政令を制定する。

（改善計画に係る漁業協同組合その他の法人）
第一条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特
別措置法（以下「法」という。）第四条第一項
の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 漁業協同組合
二 漁業協同組合連合会
三 一般社団法人

（農林水産大臣が行う改善計画の認定に係る業
種）

第二条 法第四条第一項第一号の政令で定める業
種は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七
号）第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち
農林水産省令で定めるものとする。（改善計画の変更等）

第三条 法第四条第一項の認定を受けた漁業者

（当該認定に係る改善計画に従い設立された法
人を含む。第三項において同じ。）又は漁業協
同組合等は、当該認定に係る改善計画を変更し
ようとするときは、農林水産省令で定めるところ
により、農林水産大臣又は都道府県知事の認
定を受けなければならない。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の認
定の申請があつた場合において、当該変更が法
律により、農林水産大臣又は都道府県知事の認
定を受けるべきものと認めるときは、前項の認
定を受けるべきものとする。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第四条
等が当該認定に係る改善計画（第一項の規定に
より当該改善計画の変更の認定を受けた場合は、
その変更後の改善計画）に従つて漁業経営
の改善のための措置を行つていないと認めるとき
は、その認定を取り消すことができる。

（再建計画の認定の基準）
第四条 法第五条第三項の政令で定める基準は、
次のとおりとする。
一 再建計画が申請者の漁業経営の再建を図る
ために適切なものであること。

二 申請者が再建計画を達成する見込みが確実
であること。

（再建計画の変更等）
第五条 法第五条第一項の認定を受けた者は、當
該認定に係る再建計画を変更しようとするとき
は、農林水産省令で定めるところにより、農林
水産大臣の認定を受けなければならない。

農林水産大臣は、前項の認定の申請があつた
場合において、当該変更が前条各号に掲げる基
準に該当するものであると認めるときは、同項
の認定をするものとする。

2 農林水産大臣は、法第五条第一項の認定を受
けた者が当該認定に係る再建計画（第一項の規
定により当該再建計画の変更の認定を受けた場
合には、その変更後の再建計画）に従つてその
漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じ
ていないと認めるときは、その認定を取り消す
ことができる。

3 農林水産大臣は、法第六条第一号及び第二号に掲
げる基準により当該再建計画の変更の認定を受けた
場合には、その変更後の再建計画（第一項の規
定により当該再建計画の変更の認定を受けた場
合には、その変更後の再建計画）に従つてその
漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じ
ていないと認めるときは、その認定を取り消す
ことができる。

（漁業の整備を行うことが必要である業種）
第六条 法第六条第一項の政令で定める業種は、
次とのおりとする。

一 底びき網漁業（動力漁船により底びき網を
使用して行う漁業をいう。）のうち農林水産省
令で定めるもの

二 まき網漁業（動力漁船によりまき網を使用
して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令
で定めるもの

三 かつお・まぐろ漁業（動力漁船により浮き
はえ縄を使用して又は釣りによつてかつお・
まぐろ、かじき又はさめをとることを目的と
する漁業をいう。）のうち農林水産省令で定
めるもの

四 さけ・ます流し網漁業（動力漁船によりよ
し網を使用してさけ又はますをとることを目
的とする漁業をいう。）のうち農林水産省令
で定めるもの

五 いか釣り漁業（動力漁船により釣りによ
つていかをとることを目的とする漁業をいう。）
のうち農林水産省令で定めるもの

六 はえ縄漁業（動力漁船によりはえ縄を使用
して行う漁業をいう。）のうち農林水産省令
で定めるもの

（整備計画に係る漁業協同組合その他の法人）
第七条 法第六条第一項の政令で定める法人は、
次のとおりとする。

三 一般社団法人（特定の事業を行う者のみを
その社員たる資格を有する者とし、かつ、そ
の特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱
退することができるものとしているものに限
る。）

（整備計画の認定の基準）
第八条 法第六条第三項の政令で定める基準は、
次のとおりとする。

一 法第六条第二項第一号及び第二号に掲げる基
準により当該漁業の存立を図るため必要かつ
適切なものであること。
二 法第六条第二項第三号に掲げる事項が当該
整備事業を確実に遂行するために適切なもの
であること。

三 当該整備事業に参加する漁業者の数及び当
該整備事業の実施の態様からみて当該漁業の
整備が的確に実施されると認められること。
（整備計画の変更等）

第九条 法第六条第一項の認定を受けた法人は、
当該認定に係る整備計画を変更しようとする
ときは、農林水産大臣の認定を受けなければなら
ない。

2 農林水産大臣は、前項の認定の申請があつた
場合において、当該変更が前条各号に掲げる基
準に該当するものであると認めるときは、同項
の認定をするものとする。

3 農林水産大臣は、法第六条第一項の認定を受
けた法人又はその構成員が当該認定に係る整備
計画（第一項の規定により当該整備計画の変更
の認定を受けた場合には、その変更後の整備計
画）に従つて整備事業を実施していないと認め
るときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定資金であつて、特定期間内に当該融資機
関が当該貸付けの条件を変更して、その変更の
日以後特定期間の末日までの間に据置期間が経
過する場合における当該据置期間をその経過す
る日から二年の範囲内で延長したものに関する
第十四条の規定の適用については、同条中「二
年」とあるのは、「四年」とする。

5 附 則（昭和五二年八月二日政令第二十五
号）

この政令は、公布の日から施行する。

6 附 則（昭和五三年七月五日政令第二
号）

この政令は、公布の日から施行する。

7 附 則（昭和五四年一月一二日政令第三
号）

この政令は、公布の日から施行する。

8 附 則（昭和五六六年二月二七日政令第二
号）

この政令は、公布の日から施行する。

9 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。

（株式会社日本政策金融公庫等から貸付けを受
ける法人）
第十三条 法第九条第二号の政令で定める法人
は、漁業協同組合とする。

附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 中小漁業振興特別措置法施行令（昭和四十二
年政令第二百五十二号）は、廃止する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月
三十日までの期間（以下「特定期間」とい
う。）内の全部又は一部が償還されるべき
ことを貸付けの条件として法第八条第一項の融
資機関が貸し付けた同項の資金（次項において
「特定資金」という。）であつて、特定期間内に
当該融資機関が当該貸付けの条件を変更して償
還期限をその期限到来の日から二年の範囲内で
延長したものに関する第十四条の規定の適用に
ついては、同条中「七年」とあるのは、「九年」
とする。

4 特定資金であつて、特定期間内に当該融資機
関が当該貸付けの条件を変更して、その変更の
日以後特定期間の末日までの間に据置期間が経
過する場合における当該据置期間をその経過す
る日から二年の範囲内で延長したものに関する
第十四条の規定の適用については、同条中「二
年」とあるのは、「四年」とする。

5 附 則（昭和五二年八月二日政令第二十五
号）

この政令は、公布の日から施行する。

6 附 則（昭和五三年七月五日政令第二
号）

この政令は、公布の日から施行する。

7 附 則（昭和五四年一月一二日政令第三
号）

この政令は、公布の日から施行する。

8 附 則（昭和五六六年二月二七日政令第二
号）

この政令は、公布の日から施行する。

9 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。

10 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。

11 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。

12 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。

13 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。

14 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。

15 附 則（昭和五六六年四月一一日政令第一
号）

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五八年六月三日政令第一一）

数百トン以上百三十九トン未満のものにより、釣りによつていかをとることを目的とす

附 則（平成一四年六月二十五日政令第二二九号）抄

<p>二 （施行期日） 附 則（平成一四年六月二十五日政令第二十九号）抄 （平成一四年八月二二日政令第二百三十九号） この政令は、改正法施行日（令和二年十一月一日）から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一四年九月三〇日政令第三二五号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成五年六月二三日政令第二五五号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成六年七月二〇日政令第二四六号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成九年八月一日政令第二五七号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一一年一二月二七日政令第二四六号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一三年三月一六日政令第二二九号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一三年一二月二八日政令第二三四号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一四年一月一七日政令第一号） この政令は、平成十四年四月一日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一四年九月三〇日政令第三二五号） この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一六年四月一日政令第一四五号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一七年三月三一日政令第九六号） この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一〇年四月一六日政令第一三六号） この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（平成一〇年九月一九日政令第二九七号） （施行期日） 附 則（令和二年七月八日政令第二七号） この政令は、平成二十年十月一日から施行する。</p>
<p>二 （施行期日） 附 則（令和二年七月八日政令第二七号） この政令は、改正法施行日（令和二年十一月一日）から施行する。</p>